

「法適合確認に際して行う記名・押印／構造設計図書・設備設計図書に
関する留意事項（運用解説版）」のポイント解説について

社団法人 日本建築士事務所協会連合会

平成21年5月27日に施行された構造設計／設備設計一級建築士による設計への関与の義務づけ（高度な専門能力を必要とする一定の建築物の構造設計／設備設計については、構造設計一級建築士／設備設計一級建築士が自ら設計するか、法適合確認を行う）を求めた改正建築士法が、6ヶ月間の経過措置期間が終了し、11月27日に完全施行されます。今後は、構造設計／設備設計一級建築士の関与が必要な対象建築物については、その関与がされていない場合は、建築確認申請が受理されず、また、工事着工も禁止されます。

今般、公表された「運用解説版」については、会員の皆様に理解しやすいよう、そのポイントとなる点の解説を掲載します。

この解説は、「構造／設備設計一級建築士が関与する設計図書の作成等に関する検討会議」に、日事連推薦委員として参加された、宮原浩輔（東京会理事）氏にお願いしたものです。なお、その内容については、個人的見解をまとめたもので、その内容による不利益が生じた場合に責任を負うものではありません。

「法適合確認に際して行う記名・押印／構造設計図書・設備設計図書に
関する留意事項（運用解説版）」のポイント解説

【注意】今回発表された「運用解説版」は、**記名・押印の対象となる設計図書の【種別・範囲】についての解説**を加えたものです。構造・設備一級建築士の確保の問題や、契約・報酬に関する事項について説明したものではありません。

当初の「留意事項」では、構造関係規定（または設備関係規定）が記載された図面（意匠図・構造図・設備図）のうち具体的にどこに、構造設計一級建築士（以下構造一級）または設備設計一級建築士（以下設備一級）の記名・押印を求めているかが明確ではなかったために、その作業量が膨大・煩雑になるのではないかと、図面の不整合まで構造一級（設備一級）が責任を負うことになるのではないかと、という懸念が指摘されていました。

今回の「運用解説版」では、同一の内容が複数の図面（意匠図・構造図・設備図）に記載されている場合は、**そのいずれかに記名押印されていればよい**と説明されております（P7、P8【解説】及び P10 の【Q&A】A1、A2）。ほとんどの場合、構造一級は構造図に、設備一級は設備図に、それぞれ記名・押印することになります。また、設計図書間に不整合がある場合は、設計図書を作成した一級建築士の責任になります（P7、P8【解説】最下行）。

ただし、構造関係規定が**意匠図や設備図のみ**に記載されている場合は、当然その意匠図・設備図に構造一級が記名・押印することになります（P8【解説】5行目）。設備関係規定についても同様です（P9【解説】2行目）。具体的には、サッシのガラス厚さを規定している建具表や、屋上から突出する水槽や煙突などの図面、自然換気設備や排煙設備関連事項を表現した意匠図（平面図）などがこれに相当すると考えられます（もちろん、これらの内容が構造図・計算書（設備図）にも記載されていれば、そちらにのみ記名・押印すればよいのは言うまでもありません）。

また、具体的な図面の表現方法に関しては、設計条件等を性能規定的に表現した**チェックリスト的な「特記仕様書」等でもよい**とされていますので（P7 本文 6行目、P8【解説】20行目）、確認申請時点では製造者が確定していないために詳細が決められない事項など（例：カーテンウォールの取り付け詳細や設備機器の構造関係等）についても、法適合確認は可能ですし、実際の作業量もさほど過大にはならないと思われれます。

その他、昇降機をいわゆる「別願申請」とする場合の法適合確認の方法（P8【解説】13行目、P9【解説】8行目）や、増築の場合の関与の有無（P13【Q&A】A13）等についても解説されていますのでご覧ください。